

# 消防職員募集

～市民の安心・安全のために～

士別地方消防事務組合消防署は消防職員（男性・女性）を募集しています。  
市民の安心・安全を守る、誇りを持てる仕事にあなたもチャレンジしてみませんか？

## 主な業務内容

消火・救急・救助にあたる災害対応業務から、災害による被害を未然に防ぐ火災予防業務、地域住民と連携し防災力向上を促す防災安全業務、そして、住民からの119番通報を受ける通信指令業務や、消防本部を支える本部業務など市民の安心安全に貢献することができます。

### 災害対応業務



- ◎ 消防隊
- ◎ 救助隊
- ◎ 救急隊
- ◎ 指揮隊
- ◎ など

### 火災予防業務



- ◎ 消防同意・建物検査
- ◎ 火災調査
- ◎ 火災予防査察
- ◎ 防火・防災管理指導
- ◎ 危険物規制
- ◎ など

### 防災安全業務



- ◎ 地域防災
- ◎ 消防広報
- ◎ 消防水利
- ◎ 消防団
- ◎ など

### 通信指令業務



- ◎ 119番受理
- ◎ 無線統制
- ◎ 災害情報収集
- ◎ 気象情報収集
- ◎ など

# 消防職員Q&A

Q1 どうしたら、消防士になれますか？

A1 消防士は地方公務員ですので、消防本部の消防吏員採用試験を受け、合格する必要があります。

Q2 消防は力仕事のイメージが強く、体力に自信がないのですが、大丈夫ですか？

A2 消防士として採用されると、北海道消防学校(江別市)初任研修として、約5ヶ月間全寮制の消防学校で教育訓練を受けます。  
そこで、消防士として基礎的な知識・技術・体力を身に付けることができるので安心して下さい。

Q3 消防にはどのような仕事がありますか？

A3 火災の消火、傷病者の救急搬送、災害からの人命救助活動などの現場活動に加え、火災予防のための消防法令等に基づく防火査察や、火災の原因の調査などの予防業務も消防の重要な仕事になります。また、119番通報を受けて各現場部隊に出動指令を出す業務も消防職員の役割です。

Q4 消防士の1日の勤務時間はどうなっているのですか？

A4 消防職員の勤務は、大きく2パターンに分かれます。  
市役所の事務職と同様、週5日の日中勤務のパターン(毎日勤務)と、朝8時半から翌朝8時半の24時間単位のシフト(うち8時間程度は仮眠等の休憩時間です。)で消火や救急業務等の現場活動を行う交代制勤務のパターンです。勤務時間は、どちらも地方公務員法等に基づき市町村の条例で定められています。

Q5 土日は休みですか？

A5 毎日勤務の職員は基本的に、土日及び祝日は休みです。  
交替制勤務の職員は、24時間単位で勤務する当番日と勤務しない非番日、週休日割り当てられるため、必ずしも土日が休みとはなりません。  
また、1年単位で交替制勤務職員と毎日勤務の勤務時間が同じ長さになるよう交替制勤務職員には休みの日が指定されます。

Q6 給料や手当の制度はどのようになっていますか？

A6 給与などの勤務条件は、市町村の職員と同様、地方公務員法に基づき条例で定められています。  
また、消防の職務の特性に応じて、火災や救急及び救助の際の出動手当など、特有のものがあります。

# 女性消防士について

消防本部における女性消防吏員は、昭和44年に川崎市消防局(神奈川県)で初めて採用されました。当時は、家庭の主婦や高齢者、子ども等に対する防火・防災教育等の予防業務(毎日勤務)が主な活躍の場でした。以降、女性消防吏員数は年々少しずつ増加し、担当業務についても、平成6年の女子労働規準規則(現・女性労働規準規則)の一部改正により、女性消防吏員に係る深夜業務の規制が解除され、予防業務の他に交替制勤務、すなわち、指令管制、救急隊、消防隊、救助隊などの業務も可能となり、活躍の場が広がりました。

令和2年4月1日現在で、全国の消防吏員全体に占める女性の割合は約3.0%(土別地方消防事務組合消防本部では1%)と、まだまだ少ない状況です。

住民サービスの向上などの観点から更なる活躍が期待されており、当消防事務組合では女性消防吏員の活躍を推進していきます。

※ 消防吏員とは、階級を有し、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者をいいます。令和2年4月1日現在、全国に165,044人おり、そのうち女性は5,021人となっています。

警察・自衛隊・海上保安庁・一般行政職との比較

参考：女性比率

消防官	3.0%
警察官	7.4%
海上保安庁	7.4%
一般行政職(地方公務員)	28.3%

※ 消防と同様に24時間365日現場活動を行う舞台を持つ組織と比較して低水準。

## 出産・子育ての支援制度等

消防士は地方公務員なので、市役所の事務職員等と同様に様々な支援の仕組みが活用できます。出産・子育ての時期には、法令等に基づいた休暇・休業等の制度を活用することができます。

### 産前産後休暇

産前から産後、合計で原則として16週取得することが可能な制度です。

### 育児休暇

原則として子供が3歳に達するまでの間、育児休業をすることが可能です。

### 育児短時間勤務制度

法律や条例で定める勤務の形態により、希望する日及び時間帯において勤務することが出来ます。



※当消防署でも令和2年度より女性消防職員を採用しており様々な場面で活躍しています。